

## 改正電帳法 2024年からの電子取引データ保存 最終チェック編



# どこまでやれば大丈夫？

電子取引データ保存※の対応は済んでいますか？ 紙だけの保存を認める経過措置は2023年末で終了し、2024年1月からは電子データでの保存が必須です。とはいえ、検索機能を不要とする措置は対象が拡大され、新たな猶予措置も登場しました。今からでも事情に合わせて対応することができます。現状把握と対応策の検討に、本誌をお役立てください。

\*電子帳簿保存法は、①電子帳簿保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存について定めており、このうち①と②の取組は任意、③のみ義務規定となります。本誌では、③の対応策についてご案内します。

## ルールに従った保存はできている？ 貴社にあった対応策をチャートで確認！

電子取引データは、電子帳簿保存法に定められたルールに従って保存しなければなりません。ルールが守れているかどうか、どうすれば改正に対応できるのか、チェックしてみましょう。

すぐに電子取引データがプリントアウトできる状態ですか？

はい ディスプレイやプリンタ等は揃っていますか？  
税務調査等で求められたとき、  
すぐに電子取引データがプリントアウトできる環境が必要です。

いいえ

改ざん防止の対策はしていますか？

はい 保存している電子取引データについて、  
記録が改ざんできないようにしておく必要があります。  
例：タイムスタンプを付す  
訂正・削除履歴を残す  
事務処理規程を定めて遵守する

いいえ

検索機能不要の  
対象ですか？  
右下のA)かB)に該当  
しますか？

いいえ

検索機能① 日付・金額・取引先で検索できますか？

はい 次のA)とB)の両方に対応する必要があります。  
A)日付又は金額について、範囲指定検索ができる  
B)日付・金額・取引先のうち、2つ以上の  
任意の項目を組み合わせて検索できる

いいえ

検索機能② 複雑な検索にも対応していますか？

はい 次のA)とB)の両方に対応する必要があります。  
A)日付又は金額について、範囲指定検索ができる  
B)日付・金額・取引先のうち、2つ以上の  
任意の項目を組み合わせて検索できる

いいえ

次のいずれかの場合は、  
検索機能まで求められません。

A)基準期間(2年(期)前)の  
売上高が5,000万円以下

B)電子取引データを  
プリントアウトした紙を  
日付や取引先ごとに整理して  
提示・提出できるようにしている

税務調査等で税務職員から求めがあつたときに、きちんとデータを提示・提出  
できるようにご準備いただくことで、

「ルールに従った保存」になります

(できない場合は、猶予措置の検討(次頁)へ)

猶予措置の検討(次頁)へ

対策は万全！  
「ルールに従った保存」ができています

## 対応が間に合わない場合は、猶予措置の検討を……

ルールに従った電子取引データの保存の対応が間に合わなかったことに「**相当の理由**」がある場合には、2024年1月から始まる新しい「猶予措置」を受けることができます。

- 猶予措置とは、「電子取引データの保存は必要だけれども、改ざん防止対策や検索機能などの対応は、できていなくてもいいですよ」という措置です。
- この場合、データ保存に加え、プリントアウトした書面の保存も必要になります。
- 税務調査等のときには、プリントアウトした書面の提示・提出の求めだけでなく、電子取引データのダウンロードの求めにも対応できなければいけません。その場ですぐに応じられるよう、書面とデータを整理しておいてください。
- 猶予措置の適用に際し、事前の手続きはありません。



相当な理由  
とは？

税務署長が「相当の理由」があると認めた場合に適用できます。例えば次のようなケースです。

- システムや社内のワークフローなどの整備が間に合わない場合
- ルールに従って保存できる環境は整っているが、資金繰りや人手不足などの理由で、ルールに従った保存ができない場合

## よくあるお問い合わせ

Q1

小さな会社も保存義務の対象ですか？ 白色申告者も対応が必要ですか？

A1

申告所得税・法人税について帳簿・書類の保存義務があるすべての方が対象です。会社の規模や売上の規模に関わらず、事業を営むすべての法人と個人が、この電子取引データの保存義務に対応しなければなりません。白色申告の方も含まれます。

Q2

会計ソフトやe-Taxを使っていたら、自然と対応できていますよね？

A2

そうとは言い切れません。会計ソフトには、電子取引データ保存に対応したものもありますが、そうでないものもあります。また、e-Taxの電子申告と電子取引データ保存は別の制度です。

Q3

2023年末までの電子取引データは、プリントアウトして紙で保存しています。  
これはいつまで保存しておけばよいですか？

A3

2023年末までの対応(宥恕措置)として電子取引データをプリントアウトして書面保存されていた場合は、2024年以降も保存期間が満了するまで、引き続き保存してください。税務調査等のときに提示・提出できるようにしておく必要があります。

ご不明点やお困りごとがございましたら、お気軽にお問い合わせください。